


国民健康保険請求の手引

(医科・歯科)

令和2年4月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

	保険者名	保険者番号	電話番号	給付割合	証の記号・番号	請求書及び明細書の編綴・集計要領				
市部	高知市	390013	(直)088 (823) 9359	退職国保 7割 ・ 未就学者 8割 ・ 高齢受給者	高知市 8桁 ・ 芸西村・中土佐町・四万十町 四万十市・香南市・香美市	請求書及び明細書の編綴・集計要領 請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。 1 オンライン又は光ディスク等による請求について 請求書は、紙レセプト分、福祉医療費請求書、一般健康診査費、予防接種請求書等の請求分について作成してください。 オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内分・県外分にかかわらず必要ありません。 又、光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。 2 紙レセプト請求について ○国保一般分、退職者医療分をそれぞれ保険者別にまとめてください。(下図参照) ○請求書への集計は、 制度別の本家入外区分等別に集計してください。 (下図参照)。県内分については公費点数の集計及び記載は不要です。 県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)については、公費負担医療用請求書に再掲 してください。 ○月遅れ分も合わせて編綴してください。ただし、 医療機関コードが異なる場合は 、各々請求書が必要です。 ○国保一般分(公費併用を含む)の 国保組合分 については給付割合が同じ場合でも「本人」と「本人以外(高齢受給者と未就学者を含む)」分を別まとめにしてください。(※集計は合算) ※ <u>旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。</u> ◇レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、 ホッチキス留め としてください。 ◇制度・保険者別でレセプトをまとめてください。こより等で綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。 ◇OCR打ち出しレセプトの記載内容を訂正する場合は、OCRエリアの数字をすべて「一」線(横線)で、抹消してください。 ◎ 特別療養費(国保被保険者資格証明書による療養分)の取扱いについて 特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ 特別療養費と朱書 し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。 (請求書への集計は不要です。) ※ 電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。 ◎県内保険者分の中で、公費負担者が県外であるもの(法別 19、62、66を除く)については 県外分扱い となりますので、 請求書の国民健康保険、公費負担医療 それぞれ集計を行い、レセプトに添付のうえ提出してください。 ◎提出の際は、 県外分と県内分が混在しないよう 別まとめにしてください。 3 福祉医療費請求書、一般健康診査費、予防接種請求書等の編綴と集計方法について 編綴方法 請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書等は、 法別番号 (43)・(46)・(70)・(71)・(73)・(74)・(75)・(76)・(77)・(78)・(80)・(81)・(82)・(83)・(84)・(85)・(86)・(87)・(88)・(89)・(91)・(92) 毎にまとめて ください。 請求書(集計票)記載方法 法別番号毎に集計 し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。 お問い合わせは 業務課業務係 (088)820-8407 までお願いします。 交通事故等の第三者傷害の表示 交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「10・第三」又は「  」の表示を行うとともに、「摘要」欄に 事故対象点数 を記載してください。 お問い合わせは 業務課求償係 (088)820-8421 までお願いします。 介護保険の主治医意見書料請求書について 受付締切日は、 毎月10日(17時までの必着) です。 主治医意見書料請求書をレセプト等と同封し送付される場合は、 主治医意見書料請求書を別封筒に入れ 送付してください。 お問い合わせは 介護保険課 (088)820-8409 までお願いします。				
	郡部	東洋町	390203				(直)0887 (29) 3394	7割 (一定以上所得者)	10桁・上記以外 7桁の数字	
		奈半利町	390211				(直)0887 (38) 8181			
		田野町	390229				(直)0887 (38) 2812			
		安田町	390237				(直)0887 (38) 6712			
		北川村	390245				(直)0887 (32) 1214			
		馬路村	390252				(直)0887 (44) 2112			
		芸西村	390260				(直)0887 (33) 2112			
		大川村	390419				(代)0887 (84) 2211			
		土佐町	390427				(直)0887 (82) 1110			
本山町		390500	(直)0887 (76) 2113							
大豊町		390518	(代)0887 (72) 0450							
佐川町		390708	(直)0889 (22) 7706							
越知町		390716	(直)0889 (26) 1115							
中土佐町		390724	(直)0889 (52) 2213							
日高村		390740	(直)0889 (24) 5111							
橋原町		390799	(直)0889 (65) 1170							
大月町		390831	(直)0880 (73) 1113							
三原村		390864	(直)0880 (46) 2111							
いの町		391003	(直)088 (893) 1117							
津野町		391011	(直)0889 (55) 2314							
仁淀川町	391029	(直)0889 (35) 1088								
四万十町	391037	(直)0880 (22) 3117								
黒潮町	391045	(直)0880 (43) 2800								
組合	医師国保	393025	(直)088 (824) 8808							
県外分の取扱い	全国土木	133033	03 (5210) 4384	ただし退職を除く	被保険者証のとおり					
	中央建設	133264	03 (3200) 1155							
	全国建設工事業	133298	03 (5652) 7001							
	全国歯科	093013	088 (823) 7369							
	中四国薬剤師	333039	086 (231) 1738							
	建設連合	233064	03 (3504) 1241							
	全国左官	133231	03 (3269) 4778							
全国板金	133280	03 (3453) 8464								
診療報酬明細書(レセプト) 受付締切日 ○診療報酬明細書(レセプト)の 受付締切日は、毎月10日(17時までの必着) です。(直接持参分、郵送分とも) ○10日が土・日・祝日の場合は、 本会事務所で、9時から17時まで 受付します。 ○オンライン請求については、毎月10日までに請求確定をお願いします。 5~7日は8時~21時、8~10日は8時~24時まで請求可能です。 (土・日・祝日を含む) ※受付締切日は厳守してください。										

診療報酬請求書 (保険者番号毎に一番上に添付)

国保一般 (70歳以上 8割)	入院 入院外
国保一般 (70歳以上 7割)	入院 入院外
国保一般 (国保組合分含む)	入院 入院外
国保一般 (未就学者)	入院 入院外
退職 (本人)	入院 入院外
退職 (被扶養者)	入院 入院外
退職 (未就学者)	入院 入院外

福祉医療費等に係る請求書(集計票) (一番上に添付)

社保福祉請求書(43)(46)(73)(74)(75)(76)
妊婦健康診査請求書(70)(77)
乳児健康診査請求書等(71)(78)
予防接種 (80)(81)(82)(83)(84)(85)(86)(87)(88)(91)(92)
各種検査(84) (89)

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第1係 (088)820-8404 第2係 (088)820-8405 第3係 (088)820-8406 第4係 (088)820-8402 FAX (088)820-8413
 業務課 業務係 (088)820-8407 FAX (088)820-8413

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

後期高齢者医療請求の手引

(医科・歯科)

令和2年4月現在

	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号	請求書及び明細書の編綴・集計要領
市	高知市	39392014	(直)088 (823) 9380	7割 (一定以上所得者) ・ 9割	8桁の数字	<p>請求書及び明細書の編綴・集計要領</p> <p>請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。</p> <p>1 オンライン又は光ディスク等による請求について</p> <p>請求書は、紙レセプト分の請求分について作成してください。オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内分・県外分にかかわらず必要ありません。</p> <p>又、光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。</p> <p>2 紙レセプト請求について</p> <p>○給付割合毎に、入院、入院外の順にし、保険者番号毎に請求書を作成してください。</p> <p>○請求書への集計は、本家入外区分別に集計してください。(下図参照)。県内分は公費点数の集計及び記載は不要です。県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)については、公費負担医療欄に再掲してください。又、月遅れ分も合わせて綴じてください。ただし、医療機関コードが異なる場合は、各々請求書が必要です。</p> <p>県単公費(43)、(47)の受給者証をお持ちの方は、公費併用レセプトで提出してください。</p> <p>※ 請求書は後期高齢者医療用を使用してください。</p> <p>※ 旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>◇レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、ホッチキス留めとしてください。</p> <p>◇保険者番号毎にレセプトをまとめてください。こより等で綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。</p> <p>◇OCR打ち出しレセプトの記載内容を訂正する場合は、OCRエリアの数字をすべて「—」線(横線)で、抹消してください。</p> <p>◎特別療養費(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて</p> <p>特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ特別療養費と朱書し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。</p> <p>(請求書への集計は不要です。)</p> <p>※ 電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。</p> <p>◎県内保険者分の中で、公費負担者が県外であるもの(法別 19、62、66を除く)については県外分扱いとなりますので、請求書の後期高齢者医療、公費負担医療それぞれ集計を行い、レセプトに添付のうえ提出してください。</p> <p>◎提出の際は、県外分と県内分が混在しないよう別まとめにしてください。</p> <p>交通事故等の第三者傷害の表示</p> <p>交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「10・第三」又は「☒」の表示を行うとともに、「摘要」欄に事故対象点数を記載してください。</p> <p>お問い合わせは 業務課求償係 (088)820-8421 までお願いします。</p> <p>介護保険の主治医意見書料請求書について</p> <p>受付締切日は、毎月10日(17時までの必着)です。</p> <p>主治医意見書料請求書をレセプト等に同封し送付される場合は、主治医意見書料請求書を別封筒に入れ送付してください。</p> <p>お問い合わせは 介護保険課 (088)820-8409 までお願いします。</p>
	室戸市	39392022	(直)0887 (22) 5133			
	安芸市	39392030	(直)0887 (35) 1002			
	南国市	39392048	(直)088 (880) 6556			
	土佐市	39392055	(直)088 (852) 7636			
	須崎市	39392063	(直)0889 (42) 1355			
	宿毛市	39392089	(直)0880 (63) 1112			
	土佐清水市	39392097	(直)0880 (82) 1108			
	四万十市	39392105	(直)0880 (34) 1114			
	香南市	39392113	(直)0887 (57) 8506			
香美市	39392121	(直)0887 (53) 3115				
郡	東洋町	39393012	(直)0887 (29) 3394			
	奈半利町	39393020	(直)0887 (38) 8181			
	田野町	39393038	(直)0887 (38) 2812			
	安田町	39393046	(直)0887 (38) 6712			
	北川村	39393053	(直)0887 (32) 1214			
	馬路村	39393061	(直)0887 (44) 2112			
	芸西村	39393079	(直)0887 (33) 2112			
	本山町	39393418	(直)0887 (76) 2113			
	大豊町	39393442	(代)0887 (72) 0450			
	土佐町	39393632	(直)0887 (82) 1110			
	大川村	39393640	(代)0887 (84) 2211			
	いの町	39393863	(直)088 (893) 1117			
	仁淀川町	39393871	(直)0889 (35) 1088			
	中土佐町	39394010	(直)0889 (52) 2213			
	佐川町	39394028	(直)0889 (22) 7706			
	越知町	39394036	(直)0889 (26) 1115			
	栲原町	39394051	(直)0889 (65) 1170			
	日高村	39394101	(直)0889 (24) 5111			
	津野町	39394119	(直)0889 (55) 2314			
	四万十町	39394127	(直)0880 (22) 3117			
大月町	39394242	(直)0880 (73) 1113				
三原村	39394275	(直)0880 (46) 2111				
黒潮町	39394283	(直)0880 (43) 2800				
<p>高知県後期高齢者医療広域連合</p> <p>電話 088 (821) 4526</p> <p>FAX 088 (821) 4518</p>						

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

- 診療報酬明細書(レセプト)受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。国保分と後期高齢者医療分とは別々にまとめて提出してください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第1係 (088)820-8404 第2係 (088)820-8405 第3係 (088)820-8406 第4係 (088)820-8402 FAX (088)820-8413

業務課 業務係 (088)820-8407 FAX (088)820-8413

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>